

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第四百四十号

次の土地を保安施設地区指定予定地にする旨森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十四条において準用する同法第二十九条の通知を受けたので同法第三十条の規定により告示する。

昭和三十年九月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

目次

- ◇告示 保安林施設地区指定予定
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇正誤 昭和三十年八月三十日鳥取県告示第四百十二号外二件訂正

市郡一町村一大字一丁目一番	所在場所	台帳	見込又は実測	指定の目的	指定期間		
東伯三朝	木地山 大滯上	一、〇一〇ノ二	二、六二六	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	水源かん養のため	二年
同	同	七一九ノ一	一〇、六三〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	同	同
同	同	一三八ノ二七	五、五三七	五、五〇〇	五、〇〇〇	同	同
同	同	一三八ノ二八	五、三〇六	五、三〇六	五、〇〇〇	同	同
同	同	一三八ノ二九	四、二三八	四、二三八	四、三三八	同	同
同	同	一三八ノ三〇	三、七三六	三、七三六	三、七三六	同	同
同	同	一三八ノ四四	二、四三三	二、四三三	二、〇〇〇	同	同

